

議会

市議会9月定例会報告

9月2日から24日まで市議会9月定例会が開かれ、平成21年度の各会計決算の認定や本年度予算の補正などについて可決されました。その主な内容をお知らせします。

21年度一般会計歳入歳出決算の認定

21年度牧之原市一般会計歳入歳出決算の認定を受けました。  
 歳入は206億490万4292円、歳出は194億3110万5128円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた歳入歳出差引残額は11億3900万8164円となりました。

一般会計補正予算(第2号)

19億814万9000円を追加し、補正後の総額を180億1778万9000円としました。  
 歳出は、坂部保育園の建設や地頭方保育園の耐震化工事、子どもの医療費助成、財政調整基金の積み立てなどです。

歳入は、普通交付税の確定に伴う地方交付税の増額・地方特例交付金の減額、老丁田北線・大倉老丁田線などの内示額の決定に伴う国庫補助金の減額、坂部保育園建

設工事の空港隣接事業の県費補助金、21年度決算による繰越金の確定による増額などです。

今回の補正予算では、市役所で使用している自動車およびパソコンなどの更新、ふじのくに3776友好訪中団公式訪問に参加するための旅費2人分のうち1人分について、「住民へ還元度が低く、補正予算として計上するべきものではない」とした、議員提案による修正案が可決されたため、その部分が修正されました。

一般会計補正予算による取り組みを紹介します

坂部保育園の建設

坂部保育園は、昭和52年に建築したもので、老朽化し耐震性も低いことから、市の保育園等施設整備計画に基づいて工事を実施します。

現在の場所に鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ面積973平方メートルの建物を建築するものです。鉄筋コンクリート構造にするこ

内装には、木材をふんだんに使用し、温もりある保育空間を創出します。また、明かり取りの窓を設置し、自然光と風を取り入れ、快適なエコ空間を確保できる工夫がされます。

不審者対策として、職員室で監視ができる防犯カメラを設置し、防犯対策も万全となります。

地頭方保育園の耐震化

地頭方保育園については、耐震性を向上させるための工事を行います。園舎に筋交いやサポートの柱を入れ、コンクリートの打ち増しをすることで、安心で安全な建物になります。

地頭方保育園は地域の避難場所にも指定されており、耐震化工事により、市民の大切な命も守る施設となります。

都市計画の変更(案)・建築形態規制(案)の縦覧

都市計画の変更(案)および建築形態規制(案)を市民に知ってもらうため、これらの案の縦覧をします。

これらの計画案は縦覧後、市民や学識経験者、市議会議員などで構成される市の都市計画審議会で審議され、決定に向け手続きが行われます。

防災

8・11を忘れない!地震対策は「自身」の対策から 12月5日は地域防災の日。訓練に参加しましょう。

今後発生することが想定される東海地震は、昨年の地震の180倍ものエネルギーを持つといわれています。

地震が発生したとき身を守るために必要なことは、日ごろの備えをしておくことです。

地震による人的被害で多いものは、建物の倒壊や家具の転倒などによるものです。家の耐震補強や家具の固定などをして、地震の揺れに備えましょう。

また、大規模地震が発生した場合、自衛隊などの救援はすぐに来ません。最低3日から4日分の水や食料を備蓄し、避難が必要なくすぐに持ち出せる、非常持ち出し品も用意しておきましょう。

家族と離れた場所で被災することも考えられるので、連絡方法なども家族で話し合ってください。

地震が発生したら、地域で協力して消火、救出、救護などに取り組むことも大切です。

いざというときのために、12月5日は地域の訓練に参加し、消火方法や救護方法、避難場所などを再確認しましょう。

東海地震被害想定(静岡県第3次被害想定)

人的被害	死者	107人
	重傷者	281人
	中等傷者	1,325人
建物被害	大破	3,190人
	中破	6,857人
	一部損壊	6,633人

\*予知なしに冬の午前5時に地震が発生した場合を想定。

地域防災訓練予定

日	時	訓練内容
12月4日(土)	午後7時30分	訓練事前広報(同報無線)
	午前7時5分	訓練実施広報(同報無線)
12月5日(日)	午前9時	訓練地震発生(サイレン)
	午前9時5分	訓練津波警報(同報無線)
	午前9時15分	訓練火災発生(サイレン)
	正午	訓練終了(同報無線)

\*各種警報などで訓練が実施されない場合は、訓練当日の朝同報無線でお知らせします。

都市

都市計画の変更(案)・建築形態規制(案)の縦覧

都市計画の変更(案)および建築形態規制(案)を市民に知ってもらうため、これらの案の縦覧をします。

これらの計画案は縦覧後、市民や学識経験者、市議会議員などで構成される市の都市計画審議会

で審議され、決定に向け手続きが行われます。

縦覧期間・時間 12月10日(金)~12月24日(金) 午前8時15分~午後5時

\*土・日曜日、祝日を除く

縦覧場所 ▶ 都市計画の変更(案) 県決定 市役所都市住宅室、県庁都市計画課 ▶ 都市計画の変更(案) 市決定 市役所都市住宅室 ▶ 建築形態規制(案) 市役所都市住宅室、県くらし・環境部建築安全推進課

意見書の提出 市役所都市住宅室にある所定用紙に記入の上、縦覧期間中に直接または郵送で提出する。

都市計画などの種類および名称	内容
榛南・南遠広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)	社会経済状況の変化に伴い、目標設定を見直し、計画の方針を変更。
榛南・南遠広域都市計画御前崎港臨港地区の変更(県決定)	御前崎港の港湾機能が充実し、適切に管理運営されるよう、埋め立てが完了した土地を臨港地区に編入し、港湾関連用地として利用。
榛南・南遠広域都市計画相良港臨港地区の変更(市決定)	公有水面の埋め立てが完了した土地を、相良港(相良・坂井平田地区)において臨港地区に編入。港湾施設の用地として予定されていた土地の一部(民地)が見直され、予定地の一部を相良港臨港地区から除外。
榛南・南遠広域都市計画用途地域の変更(市決定)	相良港臨港地区(相良地区)の変更に伴い、用途地域を変更。
榛南・南遠広域都市計画のうち用途地域の指定の無い区域(牧之原市の一部)における建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部の高さを定める区域の指定と数値の決定	御前崎港、相良港(坂井平田地区)港湾公有水面埋め立てにより生じた土地の建築物容積率や建ぺい率などといった建築形態規制の区域と数値を定める。

問い合わせ 文書行政室 山本 ☎(23) 0050